千葉県教育委員会会議議事録

令和元年度第10回会議(定例会)

1 期 日 令和元年12月18日(水) 開会

開会 午前10時30分 閉会 午前11時33分

2 教育長及び出席委員

3 出席職員

企画管理部

管 理 部 次 企 長 吉野 光好 画 教 育 総 務 課 長 藤谷 誠 教 育 政 策 課 長 岩﨑 雅夫 企画管理部副参事兼 教育政策課高校改革推進室長 酒匂 一揮 財 務 課 長 榊田 善啓 施 設 課 長 教 育 西原 正男 福 利 課 長 梅島 好美

教育振興部

長 大野 英彦 教 育 振 興 部 教 育 振 興 部 次 長 風間 慎吾 学 生 涯 習 課 長 古泉 弘志 学 習 指 導 課 長 内田 淳一 児 課 中西 健 童 生 徒 長 特別支援教育課 長 酒井 昌史 教 職 員 課 長 浅尾 智康 教育振興部副参 事 吉本 明広 学校安全保健課 長 日根野達也 文 化財 課 長 大森けい子 育 体 課 長 加藤 俊文 教育振興部副参事兼体育課ちば アクアラインマラソン準備室長 赤池 正好

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長 植草 基充 同 主查 渡邉 雅弘 教育政策課主幹兼教育広報室長 榊原 正策

教育振興部

学習指導課主幹兼学力向上室長 本宮 照久 主席指導主事 稲川 一男 百 大松 重徳 指導主事 同 小西 一央 指導主事 厚 特別支援教育課主幹兼教育課程指導室長 松田 指導主事 原田 重俊 教職員課主幹兼管理室長 細川 義浩 同 管理主事 村上 英輝 同 管理主事 加瀬 博俊

事務局

企画管理部教育総務課副課長 青柳 誠 神子 純一 主幹兼委員会室長 主幹兼文書・情報室長 大野 光紀 同 委員会室副主幹 初芝 亨 同 主査 今井 清人 同 副主査 稲田 敏志

4 教育長開会宣告

去る12月8日(日)教育庁職員が飲酒運転で逮捕された。詳細については、報道のとおりである。これまで県教育委員会として、飲酒運転等、綱紀粛正に徹底して取り組んできたが、肝心の教育庁より逮捕者を出したことは痛恨の極みと言わざるを得ない。教育委員会委員の皆様、県民の皆様にお詫び申し上げる。今後については、再発防止の徹底に全庁をあげて図っていく。なお、当該職員については、後ほど本日の議案となっているので、よろしく御審議いただきたい。

- 5 署名人の指名 井出 元 委員
- 6 令和元年度第9回教育委員会会議(定例会)議事録の承認
- 7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第48号議案から第51号議案の議案4件、報告1の報告1件である。第51号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第48号議案 令和3年度千葉県県立高等学校入学者選抜の日程について

【学習指導課長】

議案2ページを御覧いただきたい。この入学者選抜の日程は、「県立高等学校管理規則」第25条を受けて生徒の募集及び入学者の選抜方法等の一部である日程を決定するものである。一昨年度の教育委員会会議において、令和3年度の県立高等学校入学者選抜からは、現在の前期、後期2回実施している選抜を改め、1回の選抜とするという改善方針を既に決定し、その実施に向けて、千葉県公立高等学校入学者選抜方法等改善協議会の協議等も踏まえて検討してきた。それでは、1に記載した、一般入学者選抜について主な内容を説明する。(3)にあるように、本検査を令和3年2月24日、25日の2日間で実施することとし、(5)にあるように、追検査を3月3日に実施することとした。また、(1)の出願から(6)の発表に至る日程については、新しい制度の下、志願者や中学校、高等学校が確実に手続きを進められるよう、ゆとりある日程とした。特に、(1)の出願については、改善方針で2日間とされていたが、これまでの協議や実施状況等を踏まえ、更に半日加え、2月9日、10日、12日は午前中となる。入学者選抜の具体的な方法等を定めた選抜要項については、令和2年度の教育委員会会議で、お諮りする予定であるが、日程については、中学校及び高等学校における計画的で円滑な学校運営のため、できるだけ早く決定し、発表する必要があることから、今回、先立って審議をお願いするものである。

【澤川教育長】

一般入学者選抜以外の日程について説明がなかったが、変更点等はないのか。

【学習指導課長】

一般入学者選抜以外の日程は、令和2年度入学者選抜と大きな変更はない。

【澤川教育長】

令和3年度入学者選抜から1本化し、検査日を令和3年2月24日及び25日とした考え方を教えていただきたい。

【学習指導課長】

私立高校、また、他県の状況等を踏まえ、受検生に支障がない日程とした。

【濹川教育長】

中学生にとって大きな制度の改正である。入試日程を早く決めることも重要であるが、その 考え方も中学生、保護者、学校関係者にしっかり周知していただきたい。

【澤川教育長】

第48号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者·委員】

よい。

【澤川教育長】

第48号議案は、原案どおり可決する。

第49号議案 令和3年度千葉県県立中学校入学者決定の日程について

【学習指導課長】

初めに、今月7日(土)に実施した県立中学校入学者決定一次検査において、問題文に脱字があった。受検生並びに保護者の皆様に深くお詫びするとともに、確認の徹底を図り、再発防止に努める。

それでは、第49号議案を説明する。議案5ページを御覧いただきたい。この議案は、「県立中学校管理規則」第25条の規定により、入学者決定の日程を決定するものである。主な内容を説明する。令和3年度の県立中学校入学者決定については、2にあるように、一次検査を令和2年12月5日(土)に、また、5にあるように、二次検査を令和3年1月24日(日)に実施することとした。なお、入学者決定の具体的な方法等を定めた決定要項については、令和2年度の定例教育委員会会議でお諮りする予定である。ただし、日程については、各小学校等と県立中学校において、計画的で円滑な教育活動が行われるよう配慮し、決定要項に先立って審議をお願いするものである。この入学者決定の日程が議決されたら、関係機関に通知するとともに、報道発表する。

【澤川教育長】

日程設定の考え方はどうか。昨年度とどう違っているのか。

【学習指導課長】

令和2年度入学者決定と令和3年度の入学者決定については、一次検査、二次検査とも、ほとんど同時期の実施であり、流れも同様である。大きな日程上の変更はない。

【貞廣委員】

県立中学校には追試験の日程が設けられていないが、実施の予定はあるのか。日程的に厳しいことはわかるが、長期的に検討してほしい。

【学習指導課長】

現在は別室対応としている。今後、検討していきたい。

【澤川教育長】

第49号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者·委員】

よい。

【澤川教育長】

第49号議案は、原案どおり可決する。

第50号議案 令和3年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選 考の日程について

【特別支援教育課長】

議案7ページを御覧いただきたい。令和3年度の入学者選考の日程については、記載のとおりである。議案資料6-1ページを御覧いただきたい。初めに日程についてだが、高等学校の入学者選抜の一本化に伴い、それに準じた日程になっている。対象は、1の幼稚部、2の高等部普通科、5の高等部専門学科(千葉盲学校の総合生活科及び千葉盲学校)、7の高等部専攻科(千葉聾学校の理容科)である。次に、昨年度からの変更点だが、太字で示した3の高等部普通科(職業コース)及び高等部専門学科(知的障害者対象)の(3)を御覧いただきたい。インフルエンザや体調不良等により検査ができなかった者への対応として「追選考日」を設け

た。それ以外の幼稚部、高等部普通科、高等部専攻科につきましては、同様の対応を各学校で作成する入学者選考実施要項で定め、選考を実施する。選考要項については、令和2年度の教育委員会会議で、お諮りする予定である。また、この選考日程は、教育委員会会議にて議決を経た後、報道発表及び県教育委員会のウェブページで公表する。

【澤川教育長】

日程で大きな変更はあるか。

【特別支援教育課長】

高等学校と同じところである。

【澤川教育長】

具体的にはどこか。

【特別支援教育課長】

1の幼稚部、2の高等部普通科、5の高等部専門学科、7の高等部専攻科を高等学校の選考に合わせている。

【岡本委員】

3の高等部普通科(職業コース)及び高等部専門学科(知的障害者対象)だけ「追選考日」 を設けていて、他は各学校に任せている理由は何か。

【特別支援教育課長】

普通科職業コース・専門学科の実施要項と細目は県教育委員会が作成していることから、高等学校と同じように日程を定めている。

【澤川教育長】

逆に定めない理由、学校に任せる趣旨は何か。

【特別支援教育課長】

特別支援学校においては、障害の種類によって様々な対応が必要であることから、各学校で 定めている。

【澤川教育長】

各学校でインフルエンザにかかった等の事態が起これば、だいたい追選考を行っていると考えてよいか。

【特別支援教育課長】

普通科では、これまでそのように対応している。

【澤川教育長】

第50号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第50号議案は、原案どおり可決する。

報告1 令和元年度第1回「教職員の働き方改革に係る意識調査」の結果について及び令和元 年度「学校における働き方改革推進プラン」取組状況調査の結果(速報値)について

【教職員課長】

県教育委員会では、令和元年5月に改定した「学校における働き方改革推進プラン」に示した業務の削減や部活動の負担軽減などの48項目の取組の徹底を図っているところである。昨年度から、教職員の勤務実態を把握するため、年間2回の出退勤時刻調査及び意識調査を実施しているが、今年度7月に行った「教職員の働き方改革に係る意識調査」の結果がまとまったので、報告する。また、今年5月に改定した「学校における働き方改革推進プラン」に示した48項目の取組の進捗状況を検証し、働き方改革に効果のある取組を明らかにすることを目的に、今年度初めて、「プラン」の取組状況調査を10月に行い、こちらも結果がまとまったので、併せて報告する。なお、意識調査及び「プラン」の取組状況調査のいずれも、6月に実施した出退勤時刻実態調査の結果とクロス集計し、分析を行っている。

報告資料1ページを御覧いただきたい。この意識調査は、県内の公立学校70校を抽出し、対象校のフルタイムで勤務する全教職員の実態を調査したものである。「子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合」は64%で、昨年12月の調査結果と比較して10ポイント上昇し、「勤務時間を意識して勤務することができている教職員の割合」は71%で、7ポイント上昇したが、いずれも「プラン」で定めた教職員の意識改革の数値目標には及ばなかった。また、別冊1【データ編】2ページ資料2にあるとおり、出退勤時刻実態調査の結果とのクロス集計では、残業時間の長さが、必ずしも子供と向き合う時間の確保に繋がっていない傾向が見られた。今回、新たに部活動指導に係る調査項目を加えているが、【データ編】11ページ資料18及び12ページ資料20にあるように、部活動ガイドラインに示された適切な活動時間を超えて、平日2時間以上指導している教員が33%、休日3時間以上指導している教員が33%、休日3時間以上指導している教員が33%、休日3時間以上指導している教員が33%、休日3時間以上指導している教員が33%、休日3時間以上指導している教員が33%、休日3時間の長い教職員ほど、部活動に従事している時間が長いことが分かった。これらに着目し、今年度中に、部活動の指導時間の縮減に向けた新たな数値目標を含む、具体的な取組方針を策定することとしている。

続いて、報告資料 3 ページを御覧いただきたい。この取組状況調査は、千葉市を除く県内全ての市町村教育委員会及び県立学校を対象として、「プラン」に示した 4 8 項目の取組について、県教育委員会が設定した基準を達成できているかを調査したものである。概要の資料 1 にあるように、市町村教育委員会では取組 1 2 の「勤務時間外対応のため留守番電話等の整備」、そして 5 ページの資料 3 にあるように、高等学校では取組 1 5 の「週 1 日の定時退勤日の設定」、特別支援学校では取組 2 0 の「勤務時間外対応のため留守番電話等の整備」などの項目については、取組の達成率が低いことから、今後、重点的に取り組んでいく必要があると考える。このことについても、取組の好事例を各市町村教育委員会や県立学校に周知・徹底を図るだけでなく、「定時退勤日の設定」など「プラン」に示した取組の実効性を高めるため、新たに、より詳細な達成年度を明示した数値目標を含む「行動計画」を策定するなどして、学校における働き方改革をより一層加速させていく。

また、いわゆる「給特法」の改正を受け、国の通知を待って、今後、必要な規則の改正などを行いながら、勤務時間の上限に関する「県の方針」を策定することとしている。働き方改革は、あらゆる施策を総動員して取り組む必要があることから、引き続き、全庁をあげて取り組んでいく。

【井出委員】

意識調査で、「残業時間の長さが必ずしも子供と向き合う時間の確保にはつながっていない」 とはどういうことか。また、それはなぜか。

【教職員課長】

子供と向き合う時間が確保できている教職員の割合は、残業時間が45時間以下だった教職員では72%だったのに対して、80時間を超えている教職員では56%にとどまり、残業時間が長いからといって、子供と向き合う時間が確保されているとはいえないと分析している。

その理由の一つとしては、部活動の指導時間に取られていることが考えられる。

【井出委員】

部活動の指導時間は、子供と向き合う時間ではないのか。

【教職員課長】

この調査でいう「子供と向き合う時間」とは、「休み時間や放課後に、子供たちに補習をしたり、遊んだり、相談に乗ったりする時間」と定義をしたため、部活動の時間とは区別している。

【岡本委員】

クロス集計はバイアスがかかる。効率よく仕事をし、残業時間が少ない先生ほど子供と向き合えると捉えることもできる。結論ありきでなく、色々な面からクロスさせて数字を客観的に読み取ることが必要ではないか。

【澤川教育長】

我々としても、これとこれをクロスさせれば明確な差異が表れるという確信までは至っていない。2回目以降、更に精度を上げ、実態がわかる集計方法を検討したい。

【貞廣委員】

良いデータなので、二重クロスや管理職はどうかなど、クロス集計は更に掘り下げられる可能性を感じる。また、「勤務時間を意識している人ほど残業時間が少ない」ことは、意識により働く状況を変えられることの示唆であろう。「長時間働くことが当たり前」の学校文化を、教育委員会の指導で変えていくべきである。取組を進める手立ては、「なぜ」に向き合うことからしか生まれない。データの吸い上げだけでなく、フィードバックも含めて調査を進めてほしい。

【佐藤教育長職務代理者】

特別支援学校の留守番電話の整備が進んでいないのは、緊急時の対応や保護者等からの問合せが課題となっているようだが、留守番電話を設置したが活用されていないのか、そもそも設置していないのか、どちらか。

【教職員課長】

子供たちの緊急時の対応のために、そもそも留守番電話等を設置していないという回答が多かったと認識している。

【佐藤教育長職務代理者】

最初から、子供たちの緊急時の対応のためだから整備しないとせずに、留守番電話を設置してみてから、対応可能な部分と切り分けてはどうか。

【教職員課長】

留守番電話の設置については、緊急時の連絡手段の確保を担保した上で、取り組んでいるところである。市町村での取組等、様々な情報を集めながら、より良い方法を考えていきたい。

【花岡委員】

「プラン」の項目をみると、校長のすべきことが多く、負担も大きいように感じる。例えば、ビジネスコンサルタントが管理職をサポートするような外部からの支援は考えているか。

【教職員課長】

管理職をサポートする体制はまだまだ十分ではないが、県主催の研修会等を通して、管理職が孤立せず、働き方改革に積極的に取り組めるよう、支援したいと考えている。

【澤川教育長】

働き方改革を進めるために必要なこととして、「県等からの調査や会議等の縮減」が一番に 挙げられている。現場からこれだけ声があることを踏まえ、来年度に向けて県としてできるこ とをやっていく。また、クロス集計は分析が不十分なところが残されている。千葉大学等の先 生方にも分析方法等を御教授いただきながら掘り下げていきたい。

【井出委員】

調査結果から、「働き方改革啓発リーフレットがあることを知らない」と回答した教員が多いが、少なくとも見てもらうよう努力し、周知してもらいたい。

【教職員課長】

昨年度末に作成したリーフレットは、校内研修等で活用できるような内容になっている。調査は7月に実施したため、長期休業期間等の研修実施前であった可能性もあるが、この数字は重く受け止め、改善を図っていきたい。

報告1は終了。

委員報告 学力向上交流会の視察について

【花岡委員】

11月22日(金)、船橋市立葛飾小学校・中学校で行われた学力向上交流会に参加した。小学校6年生の道徳の授業と総合的な学習の時間を参観した。道徳の授業では、困難を乗り越える人間の強さや気高さをテーマに、ウェビングなどロジカルシンキングの手法を取り入れながら先進的な授業を展開していた。総合の授業では、コンピュータプログラムから生まれる便利な生活を想像し、それを他の児童にプレゼンを行うという、私たちの時代と比べて非常に現代的な授業をしていた。午後の分科会では、テーマの「魅力的な授業とは」について、積極的に話し合っていた。どの先生方も非常に熱心で、交流会への学びに対する姿勢の高さを感じた。公開授業で思考ツールを使うことにより、ロジカルシンキングの手法を各学校でも共有しやすくしていると感じた。一方で思考ツールに頼りすぎないことも大切だという意見も分科会であり、客観的な視点からの意見も踏まえて、この先、参加した先生方は各学校に持ち帰って活用してほしい。

【井出委員】

11月26日、大多喜町立大多喜中学校で行われた学力向上交流会に佐藤教育長職務代理者と私で参加した。公開授業は、国語、英語、数学、社会、理科の授業を参観した。先生と生徒との距離感が良く、活発な授業が展開され、先生方の指導力の高さを感じた。全体会では、学校全体で取り組んでいる作文活動について報告があった。実際に子供たちが書いた作文を見たが、全ての作文に、先生が穏やかで肯定的なコメントを入れており、充実した取組となっていると感じた。事実、書く力がついたと肯定的に捉える生徒が増えているとのことであり、「『学力・学習状況』検証事業」の協力校として3年間取り組んできた成果であろう。分科会では、参加されている先生方からの質疑応答が非常に多く、熱心に意見交換が行われていた。教師の資質をいかに高めるかが非常に重要であると感じた。

委員報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

第51号議案 教育庁職員の懲戒処分について

教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告